

第103号議案

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「がけ」を「崖」に改め、同条中「がけ(」を「崖(」に、「こえる」を「超える」に、「がけの」を「崖の」に改める。

別表第4の8の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表の8の2の項とし、同表の7の項の次に次のように加える。

8 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円
---	--------------------

別表第4の32の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項の次に次のように加える。

32の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
---	---------------------

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第25号左欄中(54)を(55)とし、(36)から(53)までを(37)から(54)までとし、同欄の(35)中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同欄中(35)を(36)とし、(3)から(34)までを(4)から(35)までとし、同欄の(2)中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道との関係に関する
認定に係る申請の受理

附 則

この条例は、公布の日から施行する。